

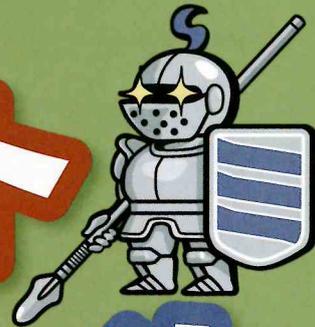
# 高齢者の悪質商法被害

ひとりひとりが

# まなつけナイト

皆のみんなで

# みまもらナイト



あれ？

相談相？

おかしな  
お電話



土曜日にも相談できます

高齢者の消費者被害のご相談は

**高齢者被害110番**

☎ **03-3235-3366**

ご家族・ホームヘルパー・ケアマネジャー  
等からの通報・問い合わせは

**高齢消費者見守りホットライン**

☎ **03-3235-1334**

お近くの消費生活相談  
窓口につながります

**消費者ホットライン**

局番なし ☎ **188**

または

東京都消費生活総合センター

消費生活に関わる  
東京都の情報サイト

東京くらしWEB 検索

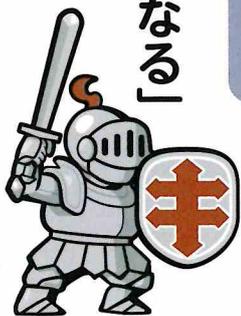
[www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/](http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/)



# 「おかしい?」と思ったら、まず相談! “きを

## 点検商法

「このままだと大変なことになる」  
 など不安をあおる文句で  
 契約を迫られた!



**きをつけ**  
ポイント

- その場で判断しない。
- 少しでも「おかしい」と思ったら、消費生活センターや身近な人に相談する。

**みまもり**  
ポイント

- 見慣れない工事業者がたびたび出入りしていないか気にかける。「本当に必要なの?」など周りからの声掛けで被害に気づくことも。

! 外壁・床下などでも 無料点検によるトラブルがあります。

## インターネット接続回線の契約トラブル

「安くなる」はずが、  
 前より高額になった!



**きをつけ**  
ポイント

- 事業者の説明をうのみにせず、契約内容をしっかり確認する。
- 必要がなければきっぱり断る。

**みまもり**  
ポイント

- 見慣れない契約書や請求書がないか気にかける。

! 通信回線契約は、クーリング・オフ制度の適用がありません。電気通信事業法により「初期契約解除制度」などの類似した制度があります。

# 「つけ」と「みまもり」で悪質商法被害防止!

## 通信販売トラブル

「お試し価格」で購入したら、  
「定期購入が条件」だった!



**きをつけ**  
ポイント

- SNSやネット上の「お得」「今がチャンス」などの広告を安易に信用しない。
- 通信販売で商品を購入する際は、注文する前に購入・返品条件をよく確認する。

**みまもり**  
ポイント

- 見慣れない商品が増えたり、定期的に関心商品が届いていないか気にかける。



! 通信販売には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。

## 架空・不当請求



**きをつけ**  
ポイント

- 相手の電話番号が記載されていても、絶対に連絡しない。
- 連絡してしまい金銭を要求されても、絶対に支払わない。

身に覚えのない  
請求がきた!

! SMSのほか、はがきなどを送りつける手口もあります。

東京都消費生活総合センター ☎ 03-3235-2400  
架空請求専用電話

## 水回り修理 トラブル



「格安修理」のはずが、  
高額請求に!

詰まりを直したいだけ  
なのに...

**きをつけ**  
ポイント

- あせって修理を依頼しない。
- 日頃から信頼できる事業者を探しておく。

# ●訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には 「クーリング・オフ」制度を利用しましょう。

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。

## クーリング・オフ手続きの 手順

契約書面を受け取った日を含めて8日以内  
(例外もあります)に、書面で通知します。

ハガキに書いて、両面をコピーします。  
コピーは大切に保管してください。

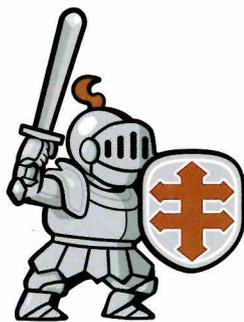
ハガキは「特定記録郵便」か  
「簡易書留」で送ります。

支払ったお金は全額返金されます。  
商品の引き取り料金は業者負担です。

## ハガキの書き方(例)

### 通知書

次の契約を解除します。  
契約年月日 令和〇年〇月〇日  
商品名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
契約金額 〇〇〇〇〇円  
販売会社 株式会社〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇営業所 担当者〇〇  
支払った代金〇〇〇円を返金し、  
商品を引き取ってください。  
令和〇年〇月〇日  
東京都〇市〇町〇丁目〇番〇号  
氏名〇〇〇〇



※電子メール等の電子媒体で通知することもできます。その場合は、送信メールや画面のスクリーンショットを保存しておきましょう。

## クーリング・オフができる場合・期間など 詳しくは消費生活センターへ



# ●クーリング・オフ期間を過ぎていても、 専門の相談員が問題解決の方法と一緒に探します。 あきらめないで、まずは相談を!

困ったときは、お近くの消費生活センターにご相談ください。



## 東京都消費生活総合センター

※日・祝日・年末年始休み

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1セントラルプラザ16階

### 消費生活相談

☎03-3235-1155

受付時間:月~土曜 午前9時~午後5時

お近くの消費生活相談窓口につながります

消費者ホットライン 局番なし ☎188

相談できる曜日・時間帯は、お住まいの地域の相談窓口によって異なります。

## 昭島市消費生活センター

〒196-8511 昭島市田中町1-17-1  
昭島市役所2階 生活コミュニティ課内

☎042-544-9399

### 【相談時間】

月曜日~金曜日

午前9時~正午・午後1時~午後4時  
(土日・祝日・年末年始はお休みです。)